

令和2年度 第5回葛飾区男女平等推進審議会 **議事録**

日 時：令和3年3月23日（火）午後2時00分～午後3時05分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 多目的ホール

出席者：大山委員、岡村委員、鷹委員、齋藤桂三委員、齊藤真弓委員、坂井委員、佐々木委員、杉江委員、谷本委員、千田委員、谷茂岡委員、柚木委員（五十音順）12名出席

事務局：坂井総務部長、藤井人権推進課長、加藤男女平等推進係長、男女平等推進係員2名
株式会社グリーンエコ児玉

傍聴者：2名

議 題：

- (1) 葛飾区男女平等推進計画（第6次）中間のまとめ等の変更点について **資料1**
- (2) 葛飾区男女平等推進計画（第6次）の計画事業について **資料2**

<事前送付資料>

資料1：葛飾区男女平等推進計画（第6次）中間のまとめ（総務委員会報告版）

資料1-1：葛飾区男女平等推進計画（第6次）の成果指標（案）

資料2：葛飾区男女平等推進計画（第6次）計画事業一覧（案）

資料3：令和2・3年度葛飾区男女平等推進審議会 開催日程（案）

参 考：（講座チラシ）誰もが自分らしく暮らせる社会へ向けて ～多様性って何？～

<当日机上配布資料>

- ・葛飾区男女平等推進計画（第5次）概要版
- ・男女共同参画 Schedule Note Book
- ・広報かつしか3月5日号

1 開 会

2 議 事

(1) 葛飾区男女平等推進計画（第6次）中間のまとめ等の変更点について

事務局より、資料1、資料1-1について説明

職務代理：ありがとうございました。今3月17日に開催されました区議会で報告した資料についてお話をいただきましたけれども、委員の皆さまから何かご意見があればご発言いただきたいと思いますが、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。特になければ次に議題(2)第6次男女平等推進計画の計画事業について事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) 葛飾区男女平等推進計画（第6次）の計画事業について

事務局より、資料2について説明

職務代理：ありがとうございました。ただ今説明を受けましたけれども、男女平等推進計画の第6次の目標、1、2、3、4の事業についてお話しいただきましたので、ご意見を頂戴したいと思います。順番は気になさらずにご遠慮なくご意見、ご発言いただければ幸いです。いかがでしょうか。どうぞ。

委 員：目標1の①男女平等教育の充実、上から2行目の「学校における男女平等にかかわる適正な指導」と書かれていますが、具体的な内容を教えていただきたいです。

事務局：第6次計画の①男女平等教育の充実の事業が「学校における男女平等にかかわる適正な指導」の内容でございます。こちらにつきましては、小、中、各学校が学習指導要領及び東京都の男女平等参画基本条例に基づき、学校教育全体を通して男女平等教育が適正に実施できるよう教育過程や人権教育の年間指導計画にそういったものを位置付けまして推進をしているものでございます。少し補足をさせていただいて、2年度の実施予定として、教育委員会の指導室からいただいているものが、男女平等教育の教育課程への位置付け。それから人権教育の全体計画及び人権教育の年間指導計画の作成と指導室への提出。教育委員会への提出。こういったことをしています。男女平等教育に関わるさまざまな課題の解決に向けて知識を身につけるとともに、各教科などの教育活動において実践的な指導に努めていくとしております。

委 員：分かりました。ありがとうございました。小、中の子どもたちがこの授業でしょうか、これを受けてどのくらい習熟したか、理解をしたかというのは、アンケートや何らかの調査をされているのでしょうか。

事務局：習熟度、検証ということだと思いますが、この部分については所管課に確認をさせていただいて、次回などでお話しできればと思います。よろしいでしょうか。

職務代理：よろしいですか。その他にいかがでしょうか。どうぞお願いします。

委員：目標3、②の「生活上困難な状況を解消するための取組促進」の中で、新規で「養育費の受け取り支援事業」というのが、びっくりしたんですけれど、詳しく教えていただきたいです。ずっとこの養育費を受け取れないというのは長年起こっている問題だと思うんですが、まさか葛飾区がこういうことをなさると思わなかったのです。啓発はともかく立て替え保証というようなことを取り上げられたんですが、養育費を払わないことについて個人的にいろんな事情があると思うんですね、それが良い悪いではなく。こういう立て替え保証というのがどの程度まで行うのかご説明していただきたいです。よろしくお願いします。

事務局：はい。目標3の②、新規事業として「養育費の受け取り支援事業」の立て替え保証についてご質問をいただいております。この養育費の受け取り支援につきましては、こここのところ自治体で取り組みが進められているものでございます。養育費の立て替え保証契約につきましては、そういった保証会社がございます。その保証会社が立て替えと督促、いわゆる債権者への取り立て、そういった業務も行うんですけれども、その会社と契約を締結する際に負担する初回の保証料を区として助成していこうという事業でございます。よろしいでしょうか。

委員：画期的なのでぜひできたら、その申し入れる方ですよ、養育費が滞っていらっしゃる女性の方たちにはどのようにお伝えされていくんでしょうか。こういう制度がありますよっていう告知というか、計画というか。それはどのようにされるおつもりでしょうか。

事務局：この事業の周知方法としては所管課から『広報かつしか』や区のホームページ、リーフレットなどで広く周知しますということと、児童扶養手当、これを受けている方が対象になりますので、その通知の際にこの事業のお知らせも合わせていくと伺っております。

委員：分かりました。ありがとうございました。

職務代理：ありがとうございました。その他にご質問いかがでしょうか、どうぞお願いします。

委員：資料1-1で三つございます。その後に資料2についてご意見申し上げます。資料1-1、目標1「男女平等意識を高め、男女共同参画を推進します」の※印で、「審議会等における女性委員の割合の目標値は、これから各課へ調査を行い、その指標を基に設定します」とあるんですけれども、各課で決めてもらうとなると、またそんなに変わらない低い指標になるのではないかと懸念を抱いております。区民の男女比でありますとか、全体としてはこういうところを狙っていくという高めの目標を示して、そこにできるだけ近づけてほしいという形で聞いてほしいと思っています。また、以前消防系など事業によっては難しいところがあると伺ったのですが、区民に明確にこういう理由であると答えられるようにしてほしいと思います。次に二つ目は、目標3、行政に相談窓口があることを知っているという認知を入れたというのはすごくいいことだと思います。前に意見を申し上げたのでこの点については嬉しいですけれども、目標の数値については、認知率が上がらないと利用もそんなに増えない

のではないかと思います。今 55.9%から 57.7%、下の「相談したことがある」というのは 3%、本年はプラスにしていくという目標なのですが、認知の部分ですね、重点分野としてこの目標に力を入れているということですので、もう少し強気で目標を立ててそれに向かって施策に取り組むべきじゃないかと思いました。三つ目は、目標 4 についてです。目標の 4 の重点項目ということなのですが、1 の性の多様性について L G B T を知っているというのは葛飾区だけの施策というよりは恐らく日本の中でこういった言葉は認知が上がっていきたくらいだと思いますので、一般的な印象を受けました。ここにぜひ入れるべきだと思うのが、昨年 10 月に相談窓口がオープンしたとご説明がありましたが、その L G B T の相談窓口があることを知っているという目標数値を定めて認知を上げていく。それにより必要な人が相談しやすくなるということがあったほうが施策に結び付くのではないかと思います。

事務局 : ありがとうございます。まず資料 1—1 の、6 次の成果指標について目標 1 の枠外に書いてある※印の、「審議会などにおける女性委員の割合の目標値」。確かにこれから各課へ調査を行いますので、指標が低くなるというのは各課の調査結果によってはあることかと思っています。ただ、この女性委員の割合につきましては、区として現在の 5 次計画を定めるに当たって女性委員の割合の指標を設定しておりますので、その指標をクリアできるようにということと、現在男女平等については国はじめ特に女性参画に関心が高まっておりますので、目標値を下回っている課につきましては、私から各課へ通知をもって依頼をし、設定については低くなるということのないように説明をしながら調査結果を取りまとめたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。次に目標 3 の、行政窓口の認知度のところで、数値をもう少し高めていくべきではないかというお話でした。新基本計画との数値、同じ目標値を設定しているものですから、そちらの整合性を含めて持ち帰らせていただいて、また改めて提案をさせていただければと思います。それから目標 4 の性の多様性のところについて、区の施策ではなく一般的な指標になっているので、ここも窓口の認知度にしてはどうかというご意見をいただいておりますので、目標 3 と合わせまして今日持ち帰らせていただいて、事務局でまた検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 : ありがとうございます。次に資料 2 について、新規での事業についてのご説明がありましたが、目標 2 の「ワーク・ライフ・バランス情報誌の作成」ですとか、目標 3 の新規のところは、「人権啓発紙による啓発」ということで、情報誌であるとか紙の媒体を作るという計画がございました。ただ、今あまり資料を紙で読む人が減ってきているのではないかと思います。たくさん行政で紙を使っているのは知ってしまして、図書館であるとかいろんな行政施設のところに置いてあるのですが、果たしてそれを作ったら読まれるのか。実際にそれが認知につながっているのかというところが疑問です。これからの計画ということですので、紙、情報誌という形、いろいろ考えていただいたとは思いますが、紙にこだわらずツールはこれからの若い人たちも含めて読まれるものにしてほしいというのと、作って終わりじゃなくて検証して必要のないピラとかそういうものは作らないでもいいのではないかと思います。

事務局：はい。ワーク・ライフ・バランスの情報誌と人権啓発紙、紙媒体による普及啓発については、他のツールもあわせてもっと読まれるようにというお話。それから紙を減少していったらどうかということでしたので、人権啓発紙などにつきましては同じ内容のものを区のホームページなどにもアップはしておりますけれども、いくつかのツールでいろんな方に見ていただくように工夫はしていかなければいけないと思っておりますので、今委員からいただいた意見については事務局に持ち帰らせていただいて反映させていきたいと考えております。ありがとうございました。以上です。

職務代理：ありがとうございました。その他にいかがでしょうか。どうぞ。

委員：目標3の、あらゆる暴力の根絶の二つ目ですけれども「相談体制の充実」。今現在の区役所のさまざまな部署で相談体制がひかかれていると思うんですけれども。最近の事例で、私のところに母子家庭の女性から、同じ民間アパートに住んでいる男性から非常に言葉の暴力、実際に殴られたわけではないんですけれども、非常に怖い目に遭っていると。ついては引っ越したいんですけども引っ越しする費用がない。役所に相談したんですけれども、なんら要領を得ない。該当しないのでそういう費用が出せない。こういうことを聞きました。相談体制の二つ目、上から二つ目にある女性等に対する暴力相談（DV相談）とありますが、身内の男性ではなく、同じところに住んでいる男性からの暴力。言葉の暴力とか、非常に女性は精神的に参っていて、そこから出たいという相談をしているんですけれども、なかなか役所としては要を得ないということです。いくつかこういう事業、他もありますけれども、また進められると思うんですけれども。ぜひその家庭内の暴力でだけではなくて近隣の人からの暴力に対する女性をどう守っていくか、ぜひ丁寧に答えられる、そういうセッションでその人が精神的にも安心でき、またその人が望むような結果になるような、そういう相談窓口、ぜひ作っていただきたいと思います。たらいまわしにされてなかなか要を得なかったということでありました。ぜひこれからもさまざまな相談が持ち込まれると思うんですけれども、相談体制の充実、具体的にそういう方もたくさんいると伺っておりますので、その充実、ぜひ実行性のある相談体制を構築していただきたいと思います。

職務代理：どうもありがとうございます。やはり近隣同士で助けなければならないことがあります。事務局いかがでしょうか。

事務局：さまざまな暴力等があるかと思えますけれども、近隣の方とのトラブルからそういったことになっているのか、詳細は分からないところでございますが。区としてはいろんな事情が背景にありますので、さまざまな部署に相談が入り、その部署で詳細に話を聞いて区としてできる支援があるかですまず全庁での取り扱いを確認し、区として対応の範囲を超えているのであれば、例えば専門的な部署として警察だとか東京都の例えば労働局だとかそういうところにつなげていくということになります。いずれにしてもその相談内容を詳細に聞いて区として受け止めていく対応をこれからもしていきたいと思っております。ありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

職務代理：自殺のほうにも追い込んでしまいますので、近所の方は気を付けなきゃいけないと思います。
委員いかがですか、よろしいでしょうか。

委員：はい。ありがとうございました。

職務代理：ありがとうございました。それでは、その他のご意見いかがでしょうか。どうぞ。

委員：資料2、目標3の①、性暴力・ハラスメントの防止の「人権啓発紙による啓発」。企業向けの情報誌、既に『Loop』というものがあるかと思いますが、そういうものに増刷するのか、それとも新規に広報紙を作るのかというのがまず質問が一点です。もう一点は、目標3の②、「自立と安定した暮らしにむけた環境整備」の新規事業「養育費の受け取り支援事業」。こちら養育費をもらえるという時点でかなり生活上困難というまだ、もうちょっと上位だと思います。実際相談に当たると、生活上困難で養育費も受けられなく3号分割、離婚分割、そういう年金の相談を出される方が困窮していますので、新規の事業に行く前のもうちょっと手前の段階で相談できるような窓口と連携する。そういうものは、他の事業との連携、そういうものはございますでしょうか。

事務局：まず一点目の、目標3の①「暴力・ハラスメントの人権啓発紙、企業向け」なんですけど、現在『Loop』というもので、ワーク・ライフ・バランスの情報を事業所に配布しているものがございます。これは今後区民向けということで少し対象範囲を広げたワーク・ライフ・バランスの情報誌に変更いたしまして、こちらの人権啓発紙による啓発、企業向けは、新たに人権課題に特化した事業所向けに配布するものとして、今『こんにちは人権』を区民向けに配布しているんですけども、その企業版みたいな内容にしていこうと考えております。もう一点、②「生活上困難な状況の養育費の受け取り支援事業」でございます。養育費を受け取る手前のところで生活困窮だとかなかなか厳しい状況の世帯がいらっしゃるの、そこに対するどのような支援をというお話だったかと思うんですけど、先ほどと同じようにその方がどういう家族構成だとかお子さんが何人だとか様々な背景を抱え、どこの相談窓口につながっていくか、どういう支援を望まれているかによると思うんですけども、例えばひとり親の家庭への支援事業だとか、さまざまな事業を区としても実施しておりますので、やはり一人一人の状況をきちっと、最初の担当課で受け止めて支援につなげていくという形でやっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

職務代理：ありがとうございました。よろしゅうございますか。それからその他にいかがですか。お願いします。

委員：二点あります。一つは今までも出たところなんですけれども、要するに情報をどういうふう
に発信するかという点です。啓発紙の発行というのがさまざまなところで、新規でもありま
すし、従来型でもありますし、この事業計画の中に盛り込まれていると思うんですが、確
かに紙媒体だけでいいのかという問題があると思います。と同時に、誰もがスマホとかそ
ういう機器ですね、そのデジタルデバイスというんでしょうか、その問題も恐らくあると思

いますので、恐らく両方になってくるのかなど。そこをぜひ事務局のほうでもご検討いただきたいかと思えます。それから二点目は、ちょっと細かいところなんですが、資料2の目標の4のこのLGBTに関するところです。こちらでLGBTという言葉とLGBTsというふうに、何やら意図があって使い分けていらっしゃるのかとか、確認させていただきたいと思えます。

事務局：資料2の目標4の①「性の多様性の理解・促進」のところで、恐らく92のLGBT啓発物、それと下のLGBTs相談の実施ということで、その「s」があるなしというものなんですけれども。啓発物はまずLGBTということで、入りやすい感じで皆さんに啓発物を作って理解促進に努めているものでございます。この中身開けますと、SOGIに関することとか、LGBT以外のことも書いてはいるんですが、この啓発物、当事者団体に協力をいただきながら、どういうふうな表記にしていこうかと相談しながら作っているものでございます。それから新規のLGBTs相談の実施の「s」につきましては、ここは実際にLGBT以外の人も相談に来るだろうということで、当事者、相談業務を請け負っていただく当事者団体、それから他自治体もここが「s」や「Q」があつたりなかったりいろいろな名称を使っておりましたので、ちょっと区としても検討をして、ここはあらゆる人を受け止める相談ということで「s」を付けて実施をしているところでございます。よろしく願いいたします。

職務代理：よろしいですか。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。何かご意見ございませんか。よろしいですか。それではご意見ご質問がないようですので、今日は出席者の皆さんから大変な貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。第6次計画の採決ができたと思えます。これで本日の議題は以上になるんですけれども、皆さんからまだお話しされたいことがあれば、どんどん事務局のほうに持っていらしていただければありがたいと思えますので、後日で結構ですからご連絡ください。それではよろしいでしょうか。最後に次回の審議会の開催日程等を説明いただきたいと思います。

3 次回開催日程等

事務局：それでは資料3「令和2・3年度、葛飾区男女平等推進審議会開催日程（案）」をご覧ください。令和2年度の審議会は本日で最後でございます。お忙しい中ご出席いただき本当にありがとうございます。令和3年度1回目の審議会は7月の開催を予定しております。1回目は中間のまとめをはじめ、これまで審議会のご意見を踏まえまして第6次計画本体の素案や、令和2年度の女性の参画状況および5次計画の進捗状況のご報告をさせていただく予定でございます。引き続きご出席くださいますようどうぞよろしくお願いいたします。

4 閉会

職務代理：ありがとうございます。それでは本日の審議会の議題は全部終了したことになります。長時間にわたりましていろいろご意見本当にありがとうございます。不慣れな進行で申し訳ありませんでしたが、皆さんのご協力により無事終わることができました。これで閉会いたします。どうもありがとうございます。